

# 伐採届出制度について

自分の山なら、自由に伐っても良いと思いがちですが、森林法に該当する山林がありますので、一度確認をお願いします。

## 1. 趣旨

森林機能の低下や無秩序な開発の抑制など、自己の森林でも伐採を行う場合は事前に届け出ることが法律で義務付けられています（森林法第10条の8）。

## 2. 届出

- ◇伐採開始日の90日～30日前までに届出が必要です。
- ◇立木買受者が伐採を実施する場合は、森林所有者との連名で届出が必要となります。



## 3. 注意

- ◇無届の伐採や、届出内容と異なる行為を行った場合には法律により罰せられる場合があります。
- ◇1ヘクタール以上の森林を森林以外の用途（農地等）にする場合は、北海道知事の許可が必要となります。（林地開発許可制度）

## 4. 留意事項

◇森林の立木を伐採（皆伐）可能となる樹木の年齢は以下のとおりです。

	樹種	伐採可能な年齢
人	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
工	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
林	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天然林	周辺樹木から飛来する種子によって新たに自生した針葉樹	60
	周辺樹木から飛来する種子によって新たに自生した広葉樹	80
	切り株から新たに自生した広葉樹（注）	25

注：「切り株から新たに自生した広葉樹」とは、薪炭林、ほだ木等の原木生産を目的として、天然更新を図る広葉樹をいいます。

※ その他、詳しい内容は下記までお問い合わせ願います。

【お問合せ先】安平町役場産業振興課土地改良・林務グループ（☎22-2515）

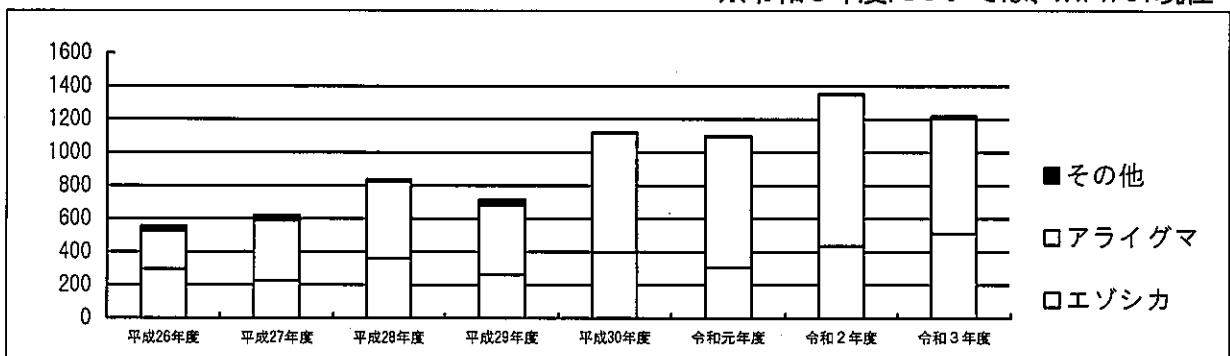
# 野生鳥獣について

## 1. 捕獲結果

単位：頭・羽

年度	エゾシカ	アライグマ	ヒグマ	カラス	キツネ
平成26年度	295	232	0	15	14
平成27年度	224	364	3	21	10
平成28年度	361	461	3	9	3
平成29年度	260	422	0	26	8
平成30年度	397	721	1	3	2
平成31/令和1年度	304	789	2	1	4
令和2年度	408	978	1	0	13
令和3年度	512	695	2	1	9

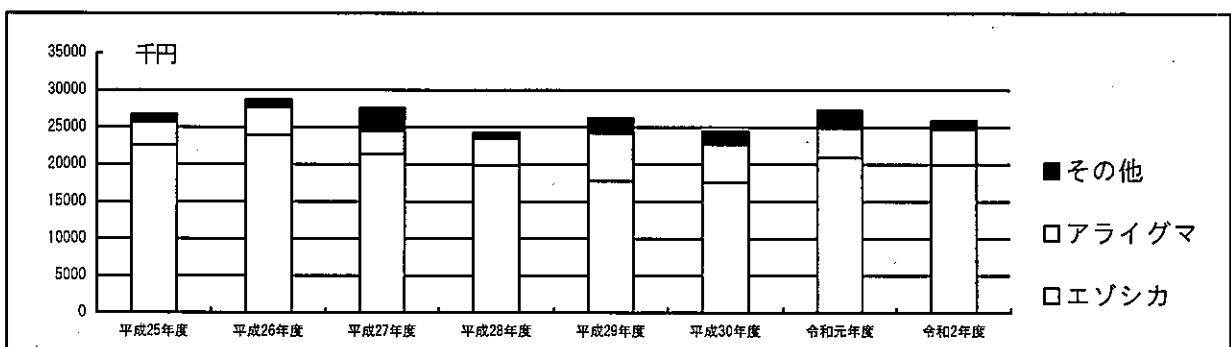
※令和3年度については、R4.1.31現在



## 2. 農業被害結果 (過去)

単位：千円

年度	被害金額	内訳		
		エゾシカ	アライグマ	その他
平成25年度	26,690	22,598	3,094	998
平成26年度	28,685	23,945	3,755	985
平成27年度	27,608	21,396	3,146	3,066
平成28年度	24,337	19,846	3,651	840
平成29年度	26,254	17,762	6,488	2,004
平成30年度	24,452	17,589	5,123	1,740
平成31/令和1年度	27,286	20,935	3,971	2,380
令和2年度	25,892	19,918	4,835	1,139



## 令和3年度 野生鳥獣による農業被害状況調査

農事組合・集落名等	氏 名
-----------	-----

加害鳥獣名	被 害 状 況			備 考
	被害作物名	被害面積 (a)	被害金額 (千円)	
エゾシカ				
アライグマ				
その他				

- ※1 上記の鳥獣以外の被害は、その他の欄へ鳥獣名を追加し記入願います。
- ※2 被害金額については、作物の実被害額のほか、被害後の再播種等に要した費用も含めて記入して下さい。
- ※3 農作物以外の被害については、家畜のほかビニールハウスなど施設等に係る被害も記入して下さい。
- ※4 不明な点、質問等ありましたら下記までお問い合わせ願います。

**【提出先】**

- ① FAX 【FAX 22-3006】
  - ② 役場早来庁舎 産業振興課窓口（2階） ③ 役場追分庁舎（ぬくもり）住民サービス課窓口
- ※いずれかの方法で提出願います。【該当がない場合報告不用です。】

**◇ 提出期日 令和4年3月25日(金)まで**

なお、連絡を頂ければ、回収に伺いますのでよろしくお願い致します。

**【問合せ・報告先】**  
 安平町役場 産業振興課 土地改良・林務グループ  
 TEL 22-2515 (直通) FAX 22-3006  
 E-Mail: rinmu@town.abira.lg.jp

安平町エゾシカ総合対策事業  
【事業概要(案)】

## 【事業創設の目的】

エゾシカの個体数増加に伴い、農林業等被害が深刻な状況にある中、行政に対して野生鳥獣の被害防止に関する取り組みに関する要請も高まり、被害防止対策の強化を図ることが喫緊の課題となっていることや、当町の地理的条件等によって、猟銃による捕獲箇所が少ない事等の背景もあることから、町が実施主体となって希望する者に対して罾免許の取得費用の負担やくくり罾の購入に伴う補助等を実施し、エゾシカの捕獲頭数増を図ることを目的とします。

## ■新規狩猟者（罾猟）育成確保促進事業

## ○補助対象者

- ・町内在住者であり、狩猟免許（罾猟）を新規に取得した方
- ・狩猟免許取得後、北海道猟友会苫小牧支部または町内にある狩猟団体に所属している方
- ・町税などの滞納がない方

## ○補助内容

- ・狩猟免許申請手数料（新規：5,200円、他の免許保有者：3,900円）
- ・免許申請に必要となる医師の診断書料（上限5,000円）

## ☆年度の事業量・規模等

- ・狩猟免許申請手数料 @5,200円 × 5人 = 26千円
- ・免許申請に必要となる医師の診断書料 @5,000円 × 5名 = 25千円

※狩猟免許試験予備講習料⇒安平町鳥獣被害防止対策協議会で費用を負担する予定（5名）

## ■エゾシカ捕獲器具（くくり罾）導入奨励事業

## ○補助対象者

- ・町内に在住しており、わな狩猟免許を取得している方
- ・狩猟事故に係る損害賠償能力を有している方
- ・くくり罾により捕獲したエゾシカを、適切に処理できる方
- ・町税などの滞納がない方

## ○補助対象経費

- ・エゾシカ用くくり罾購入費用（同一年度内に一人につき5基上限）

## ○補助金の額

- ・補助対象経費（くくり罾1基あたり）の2分の1以内又は、5,000円のいずれか低い金額（100円未満の端数がある場合は切り捨て）

## ☆年度の事業量・規模等

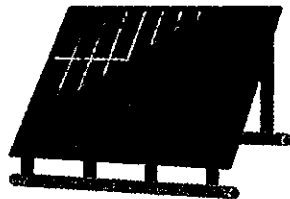
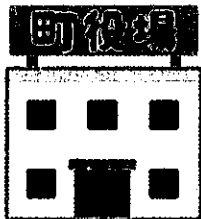
- ・くくり罾購入費用 @5,000円 × 5基（上限数） × 5人 = 125千円

【お問合せ先】

安平町役場産業振興課土地改良・林務グループ（☎22-2515）

## 太陽光発電設備設置に係る関係法令手続き等について

再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備）の設置等については、各種関係法令の手続きが必要となる場合がありますので、太陽光発電設備等の設置を検討している方につきましては、下記の窓口まで一度お問合せ下さい。



【お問合せ先（太陽光発電設置関係）】  
安平町役場税務住民課住民生活グループ  
( TEL : 22 - 2940 )

### 《太陽光発電設備設置に係る関係法令（参考）》

No.	項目	担当部署
1	太陽光発電施設の設置に関する条例	税務住民課 住民生活G
2	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	建設課 施設G
3	都市計画法に基づく開発許可	建設課 施設G
4	普通河川条例に基づく工作物の新築棟の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	建設課 土木公園G
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	総務課 情報G
6	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	総務課 情報G
7	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域内の行為許可	総務課 情報G
8	景観法に基づく届出	建設課 施設G

9	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	産業振興課 農政畜産G
10	農地法に基づく農地転用許可	農業委員会 事務局
11	森林法に基づく林地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林の届出手続	産業振興課 土地改良・林務G
12	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	教育員会事務局 社会教育G
13	土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	税務住民課 住民生活G
14	自然公園法に基づく工作物新築許可等	該当なし 【該当区域なし】
15	自然環境保全法に基づく工作物新築許可等	該当なし 【該当区域なし】
16	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区の行為許可等	産業振興課 土地改良・林務G
17	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可	産業振興課 土地改良・林務G
18	環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続き	税務住民課 住民生活G
19	その他の法律・条例に係る手続（法例名： ）	税務住民課 住民生活G